

平成 21 年 6 月 1 日(月)より写真付の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に、宮城県内を走る路線バスの運賃割引(半額)が始まります。割引に関する詳細は、以下のとおりです。

仙台市交通局の地下鉄南北線につきましても、同様の割引を予定しております。詳細につきましては、仙台市交通局ホームページをご覧ください。

1.対象者

宮城県又は仙台市が発行する、写真が貼付された精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

ご本人のみが対象となります

2.適用範囲

宮城県内を運行する一般路線

- (1)宮城県内で乗車し、かつ宮城県内で降車(下車)する場合のみ適用されます。
- (2)宮城県外から乗車した場合や宮城県外で降車(下車)の場合は、適用になりません。
- (3)高速バス、定期観光バス、特急バス等は適用になりません。(但し、**一ぶる仙台は割引になります。**)
- (4)その他の路線の割引については運行事業者にお問い合わせ下さい。
- (5)地下鉄との乗継割引は併用できません。

3.割引運賃

運賃が半額になります

- (1)回数券、カード乗車券を利用する際も割引が適用されます。
- (2)定期券は割引になりません。
- (3)小児運賃が適用される方で手帳をお持ちの方は、小児運賃が半額となります。
- (4)割引の計算は、普通運賃の 2 分の 1 で、10 円単位に四捨五入します。

例)	運賃 150 円の場合	80 円(小児 40 円)
	運賃 140 円の場合	70 円(小児 40 円)

4.利用方法

- (1)運賃支払いの際に、精神障害者保健福祉手帳の写真が貼付されたページを開いて、乗務員に呈示して下さい。
- (2)カード乗車券を利用する場合は、運賃支払いの際、事前に乗務員に申し出て下さい。

5.運用開始日

平成 21 年 6 月 1 日(月曜日)

6.実施バス事業者

仙台市交通局、宮城交通(株)、(株)ミヤコーバス、愛子観光バス(株)